

書名：これだけマスター 2級建築施工管理技士  
発行：2022年5月23日 第1版第1刷発行  
ISBN：978-4-274-22867-4

## ◆ 訂正内容（2026年3月3日）

発生 刷数	頁数 位置	正誤内容		備考
		誤	正	
1刷	P.112 問3 解説	耐圧スラブが付く基礎梁主筋の継手の位置は、上端筋は中央部、下端筋は両端部付近になる。	耐圧スラブが付く基礎梁主筋の継手の位置は、上端筋は両端部付近、下端筋は中央部になる。	耐圧スラブが付く基礎梁は、地上部の梁と異なり、地盤反力を受ける。

◆ 訂正内容 (2023年4月17日)

発生 刷数	頁数 位置	正誤内容		備考				
		誤	正					
1刷	P.8 建築と換気	[必要換気量] 室内の汚染空気の濃度を許容濃度以下に保つために必要な最小の換気量。部屋の大きさや在室人数により必要換気量は異なるが、一般に成人1人当たりの必要換気量は、 <b>30 m<sup>2</sup>/h</b> 程度とされる。	[必要換気量] 室内の汚染空気の濃度を許容濃度以下に保つために必要な最小の換気量。部屋の大きさや在室人数により必要換気量は異なるが、一般に成人1人当たりの必要換気量は、 <b>30 m<sup>3</sup>/h</b> 程度とされる。					
〃	P.32 単純梁の応力計算	[反力の計算] (中略) 点Bに関するモーメントの釣合いより $\sum M_B = V_A \cdot 4l - 2P \cdot 3l + P \cdot l = 0$	[反力の計算] (中略) 点Bを支点としたとき、点Aに関するモーメントの釣合いより $\sum M_A = V_A \cdot 4l - 2P \cdot 3l + P \cdot l = 0$					
〃	P.88 埋戻し	(前略) 土質による沈みしろを見込んで余盛りを行い、水締めは砂質土より粘性土を多くする。余盛りは十分な水締めを行った場合、砂質土で5~10cm、粘性土で10~15cm程度とする。	(前略) 土質による沈みしろを見込んで余盛りを行う。 <b>余盛りは、砂を用い十分な水締めを行う場合は50~100mm、粘性土を用い十分な締固めを行う場合は100~150mm程度とする。</b>					
〃	P.307 問2(4) 解説・解答	<b>解説</b> 3月末の実績出来高累計 = 1月出来高(920) + 2月出来高(1480) + 3月出来高(1620) = <b>4020</b> 〔万円〕  <b>解答</b> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>4</td><td>4020万円</td></tr></table>	4	4020万円	<b>解説</b> 3月末の実績出来高累計 = 1月出来高(920) + 2月出来高(1480) + 3月出来高( <b>1710</b> ) = <b>4110</b> 〔万円〕  <b>解答</b> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>4</td><td><b>4110</b>万円</td></tr></table>	4	<b>4110</b> 万円	
4	4020万円							
4	<b>4110</b> 万円							

※ 青字は書籍内の文字色にもとづく

◆ 訂正内容 (2022 年 12 月 21 日)

下記の内容は、いずれも「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年 11 月 18 日政令第 353 号，令和 5 年 1 月 1 日施行）」により、法令の変更に対応したものです。

令和 4 年（2022 年）12 月 31 日までは書籍 1 刷に記載の内容を正としていただき、令和 5 年（2023 年）1 月 1 日より、下記内容で読み替えいただけますようお願いいたします。

発生 刷数	頁数 位置	正誤内容		備考
		2022 年 12 月 31 日まで	2023 年 1 月 1 日より	
1 刷	P.262 表内 工事の下請け代金による種類>特定建設業の「内容」	発注者から直接請け負った（元請）1 件の工事につき、下請代金の総額が 4000 万円以上となる下請契約を締結して、下請負人に施工させる場合（建築工事業は 6000 万円）	発注者から直接請け負った（元請）1 件の工事につき、下請代金の総額が 4500 万円以上となる下請契約を締結して、下請負人に施工させる場合（建築工事業は 7000 万円）	
〃	P.263 表内 監理技術者の「内容」	（前略）元請となる特定建設業者が、その工事の下請契約の総額が 4000 万円以上となる場合に工事現場に置く（建築工事業は 6000 万円以上）。	（前略）元請となる特定建設業者が、その工事の下請契約の総額が 4500 万円以上となる場合に工事現場に置く（建築工事業は 7000 万円以上）。	
〃	P.263 表内 主任技術者および監理技術者の「現場ごとに専任」	（前略）請求代金が 3500 万円以上となる場合（建築一式工事は 7000 万円以上）。	（前略）請求代金が 4000 万円以上となる場合（建築一式工事は 8000 万円以上）。	

※ 青字は書籍内の文字色にもとづく